

## 第4部 復旧・復興計画

### 第1章 震災復旧・復興事業の推進

#### 第1節 震災復旧・復興事業推進のための基本方針

##### 1 災害復旧・復興への移行

本部長（市長）は、応急対策の見通しが立ち、初期の混乱が収束した段階において、災害復旧・復興方針及び体制等を決定する。

##### 2 復旧・復興事業推進のための基本方針

復旧・復興事業の推進にあたっては、市民生活及び経済活動の早期回復を目指すとともに、より一層災害に強いまちづくりの推進を図るため、各対策部は次の項目を考慮・反映した事業を実施する。

項目	概要
激甚法の適用	激甚災害が発生した場合には、「第2節 激甚災害の指定」に基づき県と連携し、災害状況の調査により実情を把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、激甚法）の指定を受け、災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。
事業推進のための体制	<ul style="list-style-type: none"><li>○各対策部が連携した全庁横断的な実施体制を構築する。</li><li>○必要に応じて、物資・資材の調達、専門職員の配備等について関係機関に応援を求め、復旧復興体制の強化を図る。</li></ul>
計画性を持った推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○都市計画マスタークリア等の関連計画との整合性を図る。</li><li>○復旧・復興事業の推進にあたっては、被災施設の重要度や被災状況等を検討し、事業の優先順位を定める。</li><li>○「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき国が復興基本方針や県が都道府県復興方針を示した場合については、同方針及び関連法令等に基づき事業を迅速に実施する。</li></ul>
市民との協働	被災地住民からの意見聴取と方針に関する住民説明を実施し合意形成を得る。

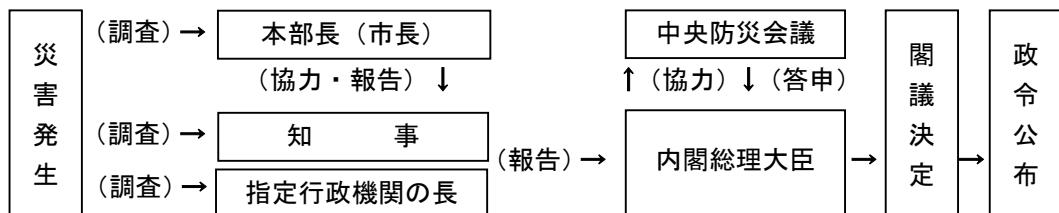
#### 第2節 激甚災害の指定

##### 1 激甚災害の指定手続き

激甚法は、著しい激甚災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化及び罹災者の復興意欲を高めることを目的としたものである。

指定にあたっては、県が施設等の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じるので、財務対策部及び関係対策部は連携を図り、県が行う激甚災害に関する調査などについて協力する。

## ＜激甚災害指定の流れ＞



※「激甚災害」には、地域を特定せず災害そのものを指定する「激甚災害指定基準による指定（本激）」と市町村単位で災害指定を行う「局地激甚災害指定基準による指定（局激）」の2種類がある。

## 2 激甚災害にかかる財政援助の種類

財務対策部は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付にかかるる調書を作成し、県の関係部局に提出する。

なお、激甚法による特別の財政援助及び助成等の種類は、次のとおりである。

### a. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ・公共土木施設災害復旧事業及び公共土木施設災害関連事業
- ・公立学校施設災害復旧事業
- ・公営住宅施設災害関連事業
- ・生活保護施設災害復旧事業
- ・児童福祉施設災害復旧事業
- ・幼保連携型認定こども園及びみなし幼保連携型認定こども園災害復旧事業
- ・老人福祉施設災害復旧事業
- ・身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ・知的障害者援護施設災害復旧事業
- ・婦人保護施設災害復旧事業
- ・感染症予防施設災害復旧事業
- ・感染症予防事業
- ・特定私立幼稚園災害復旧事業
- ・堆積土砂排除事業
- ・湛水排除事業

### b. 農林水産業に関する特別の助成

- ・農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ・共同利用小型漁船の建造費の補助
- ・森林災害復旧事業に対する補助

#### c. 中小企業に関する特別の助成

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

#### d. その他の特別財政援助及び助成

- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ・水防資材費の補助に関する特例
- ・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

### 第3節 震災復旧の推進

各対策部は、道路や公園、ライフライン施設、河川・海岸等の都市基盤施設の復旧にあたっては、被災施設の原形復旧を基本としながら、再度の災害による被害を防止するため、必要な改良事業を積極的に取り入れて実行する。

#### 1 被害状況の調査と災害復旧の体制整備

災害が発生した場合、各所管施設について被害状況を速やかに調査し、緊急に災害査定が行われるよう対処するとともに、災害復旧の迅速な実施が図れるよう、必要な職員の配備、応援、派遣等の体制の整備に努める。

#### 2 災害復旧事業計画

各種施設の災害復旧計画は、被災原因となった自然的、社会的諸要因について検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、速やかに完了するよう実行の促進を図る。

なお、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定を速やかに実施する。

#### 3 災害復旧事業の促進

災害復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるように努める。

## 第4節 地震災復興の推進

災害復興については、平常時から進めるまちづくり計画を活かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映できるように被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

なお、事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

### 1 災害復興の流れ

項目	概要
復興体制の確立	<ol style="list-style-type: none"><li>震災復興基本指針及び震災復興基本計画を策定する震災復興推進会議の設置</li><li>復興基本指針及び復興基本計画等を審議・検討、答申を行う諮問機関の設置</li><li>各復興事業調整のための分野別調整会議の設置</li><li>震災復興推進体制の構築(他機関への応援要請等)</li><li>復興促進・誘導地区、重点復興地域指定の検討</li><li>建築基準法に基づく建築制限の検討</li></ol>
復興基本指針の策定	<ol style="list-style-type: none"><li>震災復興基本方針の策定、周知及び意見聴取</li><li>震災復興基本計画の策定着手</li><li>復興推進・誘導区域、重点復興地域指定の調整</li><li>建築基準法に基づく建築制限の実施</li><li>条例制定に関する検討開始</li></ol>
復興基本計画の策定	<ol style="list-style-type: none"><li>震災復興基本計画(案)の策定及び意見聴取</li><li>震災復興基本計画の決定及び公表、周知</li></ol>
分野別復興計画等の策定及び事業推進	<ol style="list-style-type: none"><li>分野別復興計画(案)の策定及び意見聴取</li><li>分野別復興計画の決定</li><li>事業推進にあたっての住民・事業所等の合意形成</li></ol>

### 2 震災復興推進体制の整備

本部長（市長）は、震災により重大な被害を受けた場合において、都市の復興、被災者の生活再建、地域経済の復興等の事業を、各対策部が連携しつつ、長期的な視点でかつ計画的に実行するために、被災後1週間を目安として、災害対策本部において震災復興推進会議を設置する。

#### (1) 震災復興推進会議の運営

本部長（市長）は、震災復興基本指針及び震災復興基本計画の策定等を決定、また、震災復興事業の調整等を行うため、必要に応じて震災復興推進会議を開催する。

なお、震災復興推進会議は、災害対策本部員をもって構成するものとする。

#### (2) 諮問機関等の設置及び運用

本部長（市長）は、震災復興推進会議を経て策定される震災復興基本指針及び震災復興基本計画等について、審議・検討、答申を行うため、必要に応じて関係機関、学識経験者、市民等からなる諮問機関を設置する。

#### (3) 分野別調整会議の開催

総合対策部は、必要に応じて各復興事業調整のための分野別調整会議を設置し、各対策部間での課題を効率的かつ合理的に解決する。

#### (4) 関係機関との連携

関係対策部は、市町村その他行政機関等が実施する復興事業の整合を図るために神奈川県が設置する連絡協議会に参加するなど、震災復興事業等の実施にあたって、県や国、その他関係機関との連携を図る。

### 第5節 復旧・復興推進のための調査

総合対策部は、震災による復旧・復興事業を推進するため、被害状況を的確に把握し計画・事業に反映する。

#### 1 復旧・復興事業推進のための調査・把握項目

復旧・復興事業推進のため、関係機関と連携し下表に例示する事業推進に必要な調査等を実施する。

区分	概要
被災者等に関する調査	<ul style="list-style-type: none"><li>○被害家屋調査</li><li>○応急住宅の必要数と対象地域</li><li>○要配慮者に関する福祉需要調査</li><li>○市街地再開発事業や土地区画整理事業等での住宅や用地の必要量を把握するための生活再建に関する被災者意識調査</li><li>○緊急経済対策及び地域経済復興策検討のための業種別、規模別被害額調査</li><li>○産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査</li><li>○農地、農林水産施設等の被害</li></ul>

区分	概要
施設に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設(公園、緑地、道路、橋りょう、トンネル、河川施設、上下水道、清掃施設等)に関する被害</li> <li>○公共建物、学校、文教施設等に関する被害</li> <li>○電気、ガス、水道等ライフラインに関する被害</li> <li>○鉄道等、交通機関に関する被害</li> <li>○病院、社会福祉施設に関する被害</li> <li>○港湾・漁港施設、海岸保全施設に関する被害</li> </ul>
その他調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○がけ崩れ等の土砂災害による被害</li> <li>○災害廃棄物の発生量</li> <li>○山腹崩壊等の森林及び治山施設に関する被害</li> <li>○船舶に関する被害</li> <li>○田畠に関する被害</li> </ul>

## 2 復興の進捗状況のモニタリング

各対策部は、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等について、復興の状況に応じて適時的確に調査することで、市域全体の復興の進捗状況を把握し、必要に応じて復興対策及び復興事業の修正を行う。

## 第2章 復興基本指針等の策定

### 第1節 復興基本指針の策定

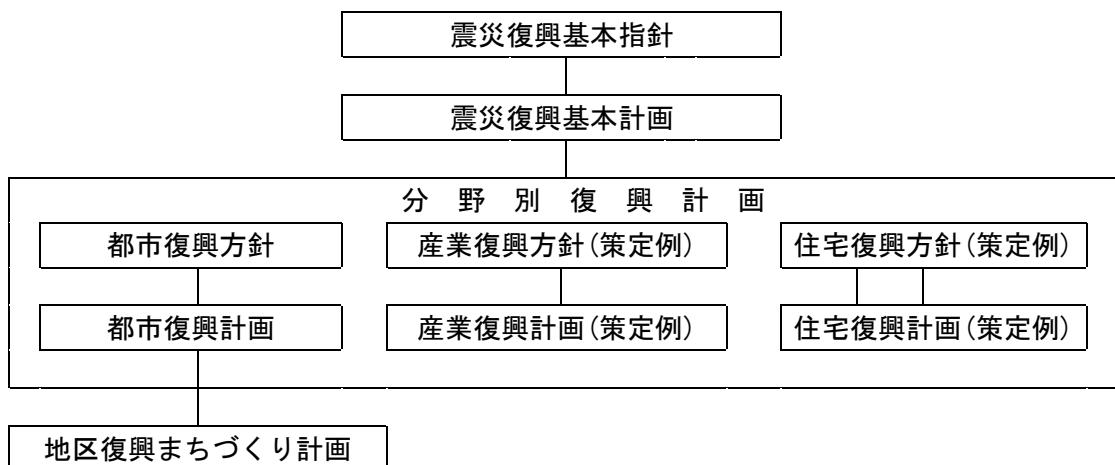
#### 1 震災復興基本指針の策定

震災復興基本計画を策定するにあたっては、被災市街地の状況、建築制限の適用状況や課題を明らかにし、被災市民が復興への意欲を持ち共感が持てるようなビジョンを明確にする必要がある。

そのため、生活再建、市街地復興、都市復興、地域経済の復興などの要素のバランスを取りつつ、住民の立場に立って、生活の再建を第一とするとともに、市総合計画や都市計画基本方針など関連計画との整合を図った基本指針を策定する。

#### 2 復興計画等の概念図

震災復興基本指針をはじめとする復興計画等の概念図を次に示す。



### 第2節 復興基本計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、都市施設のより一層の安全性向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされる。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。

#### 1 震災復興基本計画の策定

震災復興基本指針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、震災復興基本計画(案)を策定する。

策定された震災復興基本計画(案)については、市民、関係機関、関係団体等の意見を聞きつつ、被災後6ヶ月を目標に震災復興基本計画を策定する。

## 2 震災復興基本計画の項目例

震災復興基本計画において規定する事項の具体例は、次のとおりとする。

区分	概要
震災復興基本 計画の項目例	<ul style="list-style-type: none"><li>○復興に関する基本理念</li><li>○復興の基本目標、方向性</li><li>○復興の目標年</li><li>○復興計画の対象地域</li><li>○分野別の復興施策の体系</li><li>○復興施策や復興事業の事業推進方策、優先順位</li><li>○その他復興事業の実施に関する必要な事項</li></ul>

## 3 震災復興基本計画の公表

震災復興基本計画策定後は、市民と協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、市広報紙等により復興施策を具体的に公表する。

### 第3節 分野別復興計画の策定

生活再建、住宅復興、都市復興、産業復興など、被害状況に応じて、個別に具体的な事業計画の策定が必要な分野については、全体にかかる震災復興基本計画と並行して、分野別復興計画を策定する。

#### 1 分野別復興方針及び分野別復興計画の検討

各対策部は、震災復興基本指針に基づき、分野別復興方針を策定する検討を行い、震災復興推進会議内の分野別調整会議において、分野別復興計画の策定に向けて必要な検討を行う。

#### 2 分野別復興計画の策定

各対策部は、分野別調整会議の検討結果を踏まえつつ、震災復興基本計画との整合を図りながら、分野別復興計画(案)を策定する。

策定した分野別復興計画(案)については、市民、関係機関、関係団体等からの意見を聴取した後に、分野別復興計画として策定する。

## 第3章 復旧・復興財源の確保

### 第1節 財政需要見込額の算定

応急・復旧事業、復興事業にかかる財政需要見込みは、震災後の予算措置、財源対策、さらに国等への各種要望、激甚災害適用の前提となる基礎資料であるため、被害状況の把握と対応策の検討と同時に需要見込額の算定を行う。

#### 1 応急・復旧事業にかかる財政需要見込額の算定

財務対策部は、緊急を要する応急・復旧事業に関する事業概要及び財政需要見込額について、各対策部に照会・集約し、災害対策本部員会議に報告する。

#### 2 復興事業にかかる財政需要見込額の算定と見直し

財務対策部は、復興事業に関する事業概要及び財政需要見込額について、各対策部に照会・集約し、震災復興推進会議に報告する。

また、以後、復興事業の進捗状況に応じて、財政需要見込額の見直しを行う。

### 第2節 財源確保対策

復旧・復興対策に関する財源は、市自らが確保するものと、国へ要望することにより確保するものがあり、具体的には、自主財源の確保、市債の発行、地方交付税、国庫補助金、復興交付金等によるものがある。

#### 1 自らの取り組みによる財源の確保

財務対策部は、財政調整基金等の活用や他の事業の抑制等により自主財源の確保を図るとともに、財政需要見込額の照会とあわせて災害復旧事業債の起債所要額をとりまとめ、起債協議等の手続きを行う。

#### 2 特例措置の要望

財務対策部は、本市において大規模な震災が発生した場合には、復旧・復興のための国庫補助金や復興交付金、地方交付税の繰り上げ交付など、速やかな財政措置が図られるよう、県を通じて国に強く働きかけ、財源の確保に努める。

#### 3 公共施設の被災にかかる財政援助

公共施設が災害により被害を受けた場合の災害復旧事業について、一定の要件に該当するものは、国が経費の一部を負担又は補助する制度が下表とおり設けられている。

事業名（根拠）	対象施設等	所管省庁
公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省
	海岸	国土交通省
	砂防設備	国土交通省
	林地荒廃防止施設	農林水産省
	地すべり防止施設	国土交通省
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省
	道路	国土交通省
	港湾	国土交通省
	漁港	農林水産省
	下水道施設	国土交通省
上水道施設災害復旧事業 (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱)	公園施設	国土交通省
	上水道施設	厚生労働省
農林水産業施設災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省
	林業用施設	
	漁業用施設	
	共同利用施設	
都市災害復旧事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	街路	国土交通省
	都市排水施設等	
	堆積土砂排除事業	
	湛水排除事業	
公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	既設公営住宅 災害公営住宅の建設	国土交通省
社会福祉施設災害復旧事業 (社会福祉等施設災害復旧費等の国庫補助について)	社会福祉施設	厚生労働省
公立医療施設、病院等災害復旧事業 (内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領)	医療施設等	厚生労働省
廃棄物処理施設災害復旧事業 (廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)	廃棄物処理施設	環境省
公立学校施設災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法)	公立学校施設	文部科学省
その他の災害復旧事業		

#### **4 その他災害復旧事業に必要な融資等のあつ旋**

##### **(1) 農林漁業災害資金**

経済対策部は、被災した農林漁業者又はその組織団体に対し、農林漁業生産力の維持増進と経営安定化を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び農林漁業金融公庫法により融通する。

##### **(2) 中小企業復興資金**

経済対策部は、被災中小企業が早期に経営の安定が得られるよう、普通銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫が行う融資制度の周知及びあつ旋を行う。

## 第4章 市街地復興対策計画

### 第1節 都市復興方針の策定

#### 1 都市復興方針の策定

都市対策部は、各被災地区の状況、従前の都市基盤の整備状況、既定の計画等における位置づけ、関係者の意向などを踏まえ、広域的な視点から復興に向けた都市づくりの目標や取組方針などを示す都市復興方針を、被災後2週間を目標に策定する。

#### 2 都市復興方針の周知

都市復興方針策定後は、地区復興まちづくり計画等の作成に向けた住民参加の環境整備を図るため、広報紙、インターネット、マスメディア等により周知する。

### 第2節 都市復興計画の策定

#### 1 都市復興計画の策定

都市対策部は、都市復興方針を受け、震災復興基本計画(案)との整合を図りつつ、市が主体的に整備する都市施設等の復興及び被災地の復興方針を定めた「横須賀市都市復興計画(仮称)」を、被災後6ヶ月を目標に策定し公表する。

#### 2 地区復興まちづくり計画の策定

都市対策部は、復興対象地区ごとに地区復興まちづくり計画に関する説明会やワークショップなどを開催し、地区住民の参画を得て策定する。

### 第3節 復興整備条例の検討・制定

秩序ある復興を促すため、必要に応じて復興整備条例を制定する。

#### 1 復興整備条例の検討及び制定

都市対策部は、復興整備条例の必要性について事前に検討を行い、必要があると判断される場合は、事前の制定に努める。

なお、施行時期については、被災状況の全体像が明らかとなる被災後1ヶ月を目安とする。

## 2 復興整備条例の構成内容

復興整備条例において想定される構成内容は、次のとおりである。

区 分	概 要
復興整備条例の構成内容例	<ul style="list-style-type: none"><li>○条例の目的 ○復興の理念</li><li>○市・住民・事業者の責務</li><li>○復興対象地区の指定と整備手法</li><li>○適用期間</li></ul>

## 3 地区の設定と整備方法

### (1) 地区区分の設定

被災地の被害状況、基本計画及び都市計画等の既定計画における位置づけ、都市基盤の整備状況などを根拠に、重点復興地区、復興促進・誘導地区、一般地区を次の定義に基づき分類する。

地区区分	定 義
重点復興地区	比較的広い範囲で面的に被災し、かつ既定計画における位置づけが高く、都市基盤整備を促進することが必要な地区で、重点的かつ緊急にまちづくりを行うことが適切と考えられる地区。
復興促進・誘導地区	基本的には被害が散在しているが、ある程度の面的被害が混在し、かつ都市基盤整備が必ずしも十分なされていない地区で、既定計画の位置づけもあり、計画的なまちづくりにより復興を進めることが適切と考えられる地区。 又は被害が散在的に見られるが、既定計画による都市基盤整備が概ね完了しており、自力再建による復興を誘導することが適切と考えられる地区。
一般地区	ほとんど被害がない地区。

### (2) 地区区分判定基準の作成

復興地区の区分判定のための判定基準を、下表を参考に作成する。

地区の現況	被害状況			
	面的被害	点的被害 一部面的被害	点的被害のみ	ほぼ無被害
基盤整備状況と既定計画位置づけ				
都市基盤未整備で計画あり・優先的地区	重点復興地区	重点復興地区	復興促進・誘導地区	一般地区
都市基盤未整備で計画なし	重点復興地区	復興促進・誘導地区	復興促進・誘導地区	一般地区
都市基盤整備済みで計画なし	復興促進・誘導地区	復興促進・誘導地区	復興促進・誘導地区	一般地区

※「都市基盤未整備」とは、道路・公園等の都市施設、急傾斜地崩壊対策施設等が、本市が目標とする整備水準に比べ低い地区をいう。

### (3) 各復興対象地区と整備手法の検討と実施

復興対象地区ごとに、土地区画整理事業などの整備手法を検討し実施する。

地区区分	建築制限等	市街地整備手法
重点復興地区	A:建築基準法第84条による建築制限 B:建築基準法第84条により建築制限を実施し、引き続き被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行うことによって同法による建築制限へと移行する	○法定事業 ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業  ○地区計画等
復興促進・誘導地区	C:条例による建築行為の届出を義務付ける D:建築制限等を行わない ※住民の間で法定事業に対する機運が高まった場合には、被災市街地復興特別措置法による地区指定(建築制限)を行い法定事業による復興を行う場合もある。	○自力再建  ○任意事業 ・優良建築物等整備事業 ・街なみ環境整備事業

## 第4節 建築制限の実施

### 1 建築制限の実施

#### (1) 短期制限型

都市対策部は、建築基準法第84条に基づき、被災後2週間以内に建築制限区域を指定し、被災後2ヶ月を超えない範囲において、当該区域内の建築制限を行う。

#### (2) 長期制限型

都市対策部は、必要に応じて被災市街地復興特別措置法第5条に基づき、県知事との協議のもと、速やかに都市計画に「被災市街地復興推進地域」を定め、2年以内に同法第7条に基づき、当該地域内の建築制限及び建築指導を行う。

### 2 建築相談への対応

都市対策部は、建築制限区域を指定し、又は被災市街地復興推進地域を定め、これを公表した場合には、住民への情報提供を適切に行い、円滑な市街地復興を図るため、相談窓口を設置する。

## 第5章 生活再建支援対策計画

### 第1節 住宅対策

#### 1 持ち家の再建支援

住宅再建の原則である被災者による自力再建を促すため、次のとおり実施する。

項目	定義
自力再建の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>○金融機関等への融資要請、各種融資制度利用者への利子補給などを関係機関等との連携により実施する。</li><li>○県等と協議のもと、既存制度の弾力的運用などの対応策を検討する。</li><li>○応急住宅関連の相談、申請を受付ける住宅専門相談窓口を各行政センター等に設置する。</li></ul>

#### 2 マンション等の再建支援

都市対策部は、被災したマンションの建て替えや修繕を支援するため、県との協力により、優良建築物等整備事業の活用をあっ旋する他、コーディネーターの派遣等による住民合意形成などの活動支援、利子補給等によるマンション等の再建支援に努めるものとする。

#### 3 災害公営住宅の整備

都市対策部は、自力での住宅の再建・取得が長期的な視点で困難と認められる者が多く、民間賃貸住宅の利用等によっても恒久住宅に不足が生じる場合は、災害公営住宅の整備を検討する。

災害公営住宅の整備に際しては、必要な住宅の推計、建設候補地の検討、地域特性の考慮などの必要な対応を行い、復興計画に盛り込む。

#### 4 民間賃貸住宅への入居支援

都市対策部は、県が提供する民間賃貸住宅の空き家情報を震災時避難所や行政センター等で情報提供することで、民間賃貸住宅への入居を促進する他、民間賃貸住宅の家賃負担を軽減する制度を検討する。

#### 5 家屋等の解体の実施

地震等により倒壊した家屋等の解体は所有者の責任で行うことになるが、特例的に倒壊家屋の解体について国の災害廃棄物処理事業の対象となった場合、資源循環対策部は次により実施する。

##### (1) 受付窓口の開設等

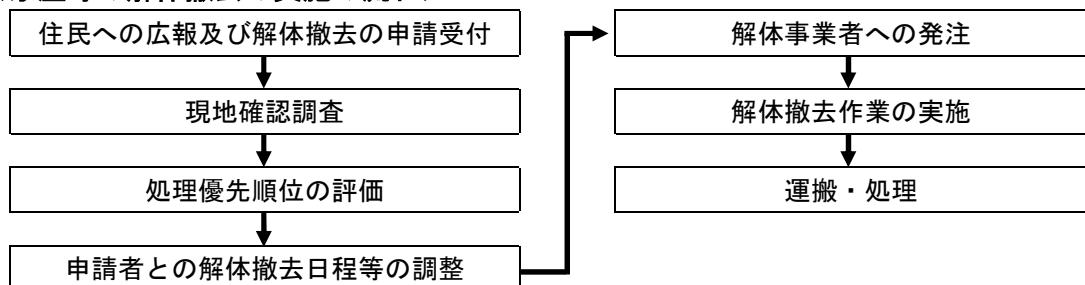
住家被害の発生状況、国の補助施策の動向などを踏まえ、撤去等の処理に関する処理実施計画を定め、解体撤去に係る体制を整える。

また、都市対策部と連携し撤去等申請の受け付け窓口を設置するとともに、申請方法等について広報を行う。

## (2) 撤去等の実施にあたる業者との連携等

損壊家屋の撤去等にあたり廃棄物の適正処理が行われるよう選定事業者に指導を行うとともに、所有者との調整を図る。

### <家屋等の解体撤去の実施の流れ>



## 第2節 被災者の経済的再建支援

### 1 被災者生活再建支援金の支給

地区対策部は、被災者支援窓口において、被災者生活再建支援法に基づく支援金支給申請の受付を行う。

被災世帯からの申請書類等は、総合対策部がとりまとめて県へ送付する。

### 2 災害援護資金の貸付

地区対策部は、被災者支援窓口において、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付申請の受付を行う。

被災世帯からの申請書類等は、総合対策部がとりまとめ、地区対策部の協力のもとに支給を行う。

### 3 災害見舞金等の支給

地区対策部は、被災者支援窓口において、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金、また、市独自の災害見舞金の支給申請の受付を行う。

被災世帯からの申請書類等は、総合対策部がとりまとめ、地区対策部の協力のもとに支給を行う。

### 4 義援金等の受付・配分

#### (1) 義援金、義援物資の受付

区分	概要
義援金、義援物資の募集	総合対策部は、被災者に対する義援金等を募集する場合は、関係機関と協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。
義援金の受入口座の開設	総務対策部は、銀行振込等により送付される義援金を受け入れるため、金融機関等と調整し受付口座を開設する。

区分	概要
義援金等募集の広報	○総合対策部は、義援金及び義援物資に関する要請をホームページ等で発信する。 ○募集にあたっては、被災者が必要とする物資を募集するとともに、個人からの援助の志は義援金により行うよう広報する。
物資の需給状況の把握	総合対策部は、県等からの義援物資の配分を適正に受付けるため、震災時避難所からの物資の需給状況を隨時把握し、必要物資を県へ要請する。

## (2) 義援金、義援物資の分配

区分	概要
義援金の分配	総合対策部は義援金を分配するため、義援金を送付した関係機関と、分配基準や分配方法、被災者等に対する伝達方法など必要に応じて委員会を設置し協議する。
義援物資の分配	総合対策部は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、一般救援物資と同等に分配する。

## 5 生活保護

福祉こども対策部は、すでに生活保護を受けている世帯や、被災による生活環境の変化から発生する新たな要保護者に対する相談、支援等を適切に行うほか、積極的に要保護者の発見・把握に努める。

## 6 税の減免等

税務対策部は、市税条例もしくは総務省通知等に基づき、納付及び申告期限等の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を被災の実態に応じて実施する。

## 7 社会保険関連の支援

福祉こども対策部は、被災者に対する国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施する。

## 第3節 雇用対策

### 1 雇用対策の実施

経済対策部は、国・県との連携のもと、雇用状況の把握、雇用維持の要請等、被災者の雇用確保に関する対策を進める。

### 2 国への要望事項のとりまとめ

経済対策部は、雇用状況の把握から、国等への要望事項を検討し、必要に応じて県と連携して国へ要請を行う。

## 第4節 精神的支援

### 1 相談室等の設置

健康対策部は、必要に応じて県等からの協力を得て精神ケア専門家を確保し、相談室の設置もしくは電話相談窓口の設置を行う。

### 2 訪問相談等の実施

健康対策部は、巡回相談チームを編成し、応急仮設住宅等への訪問相談を実施する。

### 3 その他のこころのケア事業の実施

関係対策部は、児童相談所における相談、スクールカウンセラー等の学校巡回相談、保育園等における遊び場の確保、職員に対する相談、啓発冊子の配布などのこころのケア事業を必要に応じて実施する。

## 第5節 要配慮者対策

### 1 高齢者、障害者等への支援

#### (1) 要配慮者の被災状況等の把握

福祉こども対策部は、高齢者、障害者等の要配慮者の状況と介護ニーズの把握を行い、その内容を県に報告する。

#### (2) 情報提供の実施

福祉こども対策部は、指定居宅サービス事業者の被災状況や稼動状況を確認し、被災者に対して福祉サービスの提供に関する情報提供を行うほか、相談体制を充実させる。

#### (3) 福祉サービス等の提供要請

福祉こども対策部は、高齢者、障害者等の要配慮者の介護ニーズに応じて、在宅サービスの提供及び緊急受入れが可能な入所施設等への受入れ等を要請する。

### 2 外国人被災者への支援

総合対策部は、外国人のために多言語化や理解しやすい表現での情報提供を行うほか、必要に応じて事前に国際交流協会等に登録されている通訳協力者等や外国語ボランティア等の協力を得て、相談や支援を実施する。

## 第6節 医療・社会福祉施設の復興

### 1 市立病院の機能回復

健康対策部は、市立病院の被災状況、地域の医療需要及び医療機関の再開状況に応じて応急復旧工事計画を作成し、順次復旧工事を行い病院の機能回復を進める。

## 2 民間医療機関の機能回復

健康対策部は、民間医療機関の被災状況や再開状況を隨時把握し、地域医療救護所を縮小するなど、災害時医療体制から平常時の医療体制の移行を促進し、その状況を県に報告する。

## 3 社会福祉施設の再建支援

関係対策部は、社会福祉施設の被災状況等の調査に基づき、民間施設については、国や県等が実施する再建支援策の情報提供を隨時行うことで再建を促進し、市立施設については、被害程度に応じて復旧・再建計画を策定し工事を実施する。

また、県と協力のもと、増大する福祉ニーズに対応できるよう民間施設に対して必要な支援を行う。

## 第7節 文化・社会教育施設等の復興

### 1 文化・社会教育施設等の再建

関係対策部は、所管施設の被害状況を把握し、被害状況や災害応急施設としての利用状況に応じて復旧・再建計画を策定し再建を図る。

### 2 博物館・美術館の収蔵品の管理

教育対策部は、施設の被災により、収蔵品の保管機能が失われた場合には、仮保管場所の確保に努める他、収蔵品が破損した場合は修復計画を策定する。

### 3 文化財の復旧支援

教育対策部は、指定文化財の被害状況の把握を行い、県に報告する他、被災文化財の復旧を図るため、国、県と連携して対策を進める。

## 第8節 復興広報及び被災者支援窓口

### 1 復興関連情報の提供

総合対策部は、関係対策部と連携し、広報紙やチラシ、ホームページ、マスメディアなどを活用し、復興に関する市の方針や具体的な施策に係る情報の他、被災地域の生活関連情報などを整理し、迅速かつ的確に提供する。

### 2 被災者支援窓口の運用

被災者支援窓口での業務は、時間経過に応じて申請、相談等の内容が変化する。

そのため、地域支援対策部及び地区対策部は、支援実務を担当する各対策部や総合対策部と連携し、応援要員の配置や手続き円滑化を図るほか、関係機関の窓口も併設するなど状況に応じた対応を行う。

また、電話での相談体制についても、コールセンターを問い合わせ窓口として有効に活用しつつ、相談体制の充実を図る。

## 第6章 地域経済復興支援対策計画

### 第1節 産業復興方針の策定等

#### 1 産業復興方針の策定

経済対策部は、神奈川県が策定する産業復興方針に基づき、本市の被害状況に応じて産業復興方針を策定する。

#### 2 産業復興支援策の実施

経済対策部は、事業者に対する相談体制の整備、イベント等の活用、復興需要の地元企業への誘導、新規進出企業の誘致、新たな支援策の検討などを行い、被災地における産業復興を促進する。

### 第2節 金融・財政面での支援

#### 1 融資制度の周知・あっ旋等

経済対策部は、被災中小企業が早期に経営の安定が得られるよう、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫が行う融資制度の周知・あっ旋を行うとともに、地域の金融機関に対して、中小企業向け融資の配慮について協力を求める。

#### 2 税の減免等

税務対策部は、被災事業者に対し、被害の程度に応じて、税の申告期限等の延長、徴収・納付猶予、減免などの納税緩和措置を実施する。

### 第3節 事業再建の促進

#### 1 仮設賃貸店舗の提供

経済対策部は、店舗等の被災により、事業再開が困難となっている事業者に対して、仮設賃貸店舗の必要性や可能性を検討し、必要に応じて仮設賃貸店舗の建設及び提供を実施する。

#### 2 店舗・工場等の再建支援

経済対策部は、自ら店舗・工場等を再建しようとする事業者や仮設店舗・工場等を建設しようとする事業者に対して、必要に応じて相談等を実施する他、県や業界団体と協力して、資金面の支援を実施する。

### **3 民間賃貸店舗・工場等の情報提供**

経済対策部は、業界団体と協力し、民間賃貸店舗・工場の情報を収集し、相談窓口やホームページ等で情報提供を行う。

### **4 復興需要の誘導**

関係対策部は、市が事業主体として行う復興事業においては、入札への参加資格における被災地内事業者の優遇等を行い、復興需要を地元に誘導することに配慮する。

## **第4節 農林水産業者に対する支援**

### **1 融資制度等の活用**

#### **(1) 事業者への融資**

経済対策部及び建設対策部は、市の利子補給制度や金融機関の融資制度など、既存の融資制度を周知することや、必要に応じて新たな融資制度を検討するなど、被災した農林水産業者の復興を財政面で支援する。

#### **(2) 農林漁業災害資金**

経済対策部は、被災した農林漁業者又はその組織団体に対し、生産力の維持増進と経営安定化を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給及び損失補償を実施する。

### **2 復興需要の誘導**

経済対策部は、復興過程における農林水産物の調達に関しては被災地内からの積極的な調達を行うなど、被災地内農林水産業者の優遇等を行い、復興需要を地元に誘導することに配慮する。

